



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:http://mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

会社法改正の要綱案(本年法案化され国会に提出予定)と外国人労働者の雇用を巡る法規制等、
前号の続編です(前号「LIFRE No.25(2019.2.1)」は当事務所ホームページに掲載しております)。

◆<連載：会社法改正の要綱案について-第2回 株主総会関係の改正点について->

1. 株主総会資料の電子提供

株式会社は、株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類、事業報告、連結計算書類について、株主に対して**電子提供できる旨を定款で定めることができる**ようになります(現在は株主の承諾が必要)。

そして、上記書類を電子提供する場合には、株主総会の招集事項、株主総会参考書類、議決権行使書類、計算書類、事業報告等について、**総会の3週間前の日または招集通知を發した日のいずれか早い日から株主総会の日から3か月を経過する日までの間、継続して電子提供措置をとらなければなりません**。また、これらの書面について、株主は書面交付請求をすることもできます。

上場会社は、改正会社法の施行日に定款変更決議があったものとみなされ、定款変更決議を行わなくても電子提供制度を利用できますが、一方で総会前後の電子提供措置が義務付けられます。

2. 株主提案権の制限

少数株主による議案提案権について、その**提案数が10個を超える場合は、10を超える議案について、株主提案できなくなります**。議案の数について、役員等の選任議案、同解任議案、会計監査人を再任しないことに関する議案、定款変更について相互に矛盾する議案については、それぞれ1個と数えます。

株主から10を超える議案の提案があった場合、10を超える議案(実質的に提案できない議案)を**どれにするかは取締役が定める**ことができますが、株主が優先順位を定めているときはこれに従います。

また、専ら**人の名誉を侵害し、侮辱し、もしくは困惑させ、または自己もしくは第三者の不正な利益の目的がある場合、株主提案等により総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主共同の利益が害される**虞がある場合にも株主提案はできなくなります。

(以上の要綱案の内容は今後法案化・国会審議の過程において修正される可能性がありますのでご注意下さい。)

◇<連載：外国人労働者を巡る法規制-第2回 在留資格について->

1. 在留資格の種類等

入管法は、外国人の在留資格について、**①日本での活動内容(仕事や勉強等)と②日本(人)との繋がり(日本人との婚姻等)**という観点から大

別しており、特に①については、資格の種類により日本で行える活動に大きな差異が生じます。

2. 「特定技能」資格の新設について

従来、入管法には非熟練・単純労働に関する在留資格は設けられておらず、「留学」等の在留資格を有する外国人が、本来例外的措置である「資格外就労許可」を得て単純労働に従事することが横行していました。こうした法律と実態のねじれから生じる問題を解消するため、今般、入管法改正により、「**特定技能**」の資格が新設されました。

「特定技能」には、**①不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する「相当程度の知識又は経験」を要する業務に従事する外国人を対象にした特定技能1号と、②上記分野に属する「熟練した技能」を要する業務に従事する外国人を対象にした特定技能2号と**があり、それぞれ対象業種、資格取得要件、在留期間の上限の有無等種々の違いがありますので、一度関係法規をご確認下さい。

3. 事業者に対する罰則

事業活動に関し、**外国人に不法就労活動をさせる等した場合、当該事業者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらを併科**されます(入管法§73の2-I各号)。事業者は、無過失である場合を除き、当該外国人の就労が資格外の活動であること等を知らなかったとしても処罰を免れませんので(同条-II各号)、外国人を雇用する場合には、在留資格の確認が必須です。

4. 在留資格の確認方法

在留資格の確認方法としては、**在留カードやパスポートの記載を確認することが簡便**です。もっとも、これらの記載のみでは、どのような業務に従事できるのかが不明確な場合もありますので、判断に迷われる場合には、一度弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

(友成、門屋)

法務トピックス

◆消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン改正へ

本年10月からの消費税率引き上げに向け、公正取引委員会は消費税転嫁対策特別措置法ガイドラインを改正する予定です。公正取引委員会では、消費税転嫁対策特別措置法の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、ガイドラインを策定し、公表していますが、今回の改正のポイントは、「**10月1日以降〇%値下げ**」、「**10月1日以降〇%ポイント付与**」等と表示したセールの実施にあたって、その分を取引先に負担させる場合を違反事例として追加することとしています。